

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
組 織	職 員	組 織	職 員
議会事務局	事務局長 次長 総括課長 総務課の <u>管理主幹並びに人事、給与若しくは服務に関する事務又は秘書の事務を担当する主任主査及び主査</u>	議会事務局	事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査（ <u>人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。</u> ）
知事 の 事 務 部 局	本庁 企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 <u>首席 I L C 推進監</u> 地域振興室長 廃棄物特別対策室長 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 <u>I L C 推進監</u> 調整監 医師支援推進監 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 <u>組織行革担当課長</u> 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出	知事 の 事 務 部 局	本庁 企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 地域振興室長 <u>科学 I L C 推進室長</u> 廃棄物特別対策室長 <u>若者女性協働推進室長</u> 医療政策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調整監 医師支援推進監 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 <u>行政経営担当課長</u> 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査（部

納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長

局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長

出 先 機 関	[略]	
	消防学校	[略]
	食肉衛生検査所	[略]
	県民生活センター	[略]
	[略]	
	児童相談所	[略]
	環境保健研究センター	所長 副所長 企画情報部長
	高等看護学院	[略]
	[略]	
	福岡事務所	[略]
	先端科学技術	所長 副所長 総務部長

出 先 機 関	[略]	
	消防学校	[略]
	先端科学技術 研究センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	[略]
	環境保健研究 センター	所長 副所長 企画情報部長
	県民生活センター	[略]
	[略]	
	児童相談所	[略]
	高等看護学院	[略]
	[略]	
	福岡事務所	[略]

		研究センター	
		産業技術短期 大学校	[略]
		[略]	
教育委員会の事務局等	事務局	本庁	<p>教育長 教育次長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）</p> <p><u>高校教育課長 学校教育室の特命課長（高校改革に関する事務を担当する者に限る。）</u> 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事</p>
		[略]	
		[略]	
		[略]	

		産業技術短期 大学校	[略]
		[略]	
教育委員会の事務局等	事務局	本庁	<p>教育長 教育次長 教育企画室長 学校教育室長 総括課長 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）</p> <p><u>高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長</u></p> <p>教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事</p>
		[略]	
		[略]	
		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。